都幾川村・玉川村合併協議会

第３回会議資料

平成１６年１２月１３日（月曜日）　午後２時

玉川村中央公民館２階

第３回都幾川村・玉川村合併協議会次第

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議　事

（１）協議事項

協議第３７号　協定項目３　新町の名称について
協議第３８号　協定項目４　新町の事務所の位置について
協議第３９号　協定項目６　地域自治組織の取扱いについて
協議第４０号　協定項目１２　特別職の職員の身分の取扱いについて
協議第４１号　協定項目９　一般職の職員の身分の取扱いについて
協議第４２号　協定項目１４　事務組織及び機構の取扱いについて
協議第４３号　協定項目２２－９　住民窓口業務の取扱いについて
協議第４４号　協定項目２２－１０　国民健康保険事業の取扱いについて
協議第４５号　協定項目２２－１１　介護保険事業の取扱いについて
協議第４６号　協定項目２２－１２　保健、医療事業の取扱いについて
協議第４７号　協定項目２２－１３　障害者福祉事業の取扱いについて
協議第４８号　協定項目２２－１４　高齢者福祉事業の取扱いについて
協議第４９号　協定項目２２－１５　児童福祉事業の取扱いについて
協議第５０号　協定項目２２－１６　保育事業の取扱いについて
協議第５１号　協定項目２２－１７　ごみ処理事業の取扱いについて
協議第５２号　協定項目２２－１８　環境対策事業の取扱いについて
協議第５３号　協定項目２２－１９　農林水産業振興事業の取扱いについて
協議第５４号　協定項目２２－２０　商工、観光事業の取扱いについて
協議第５５号　協定項目２２－２１　勤労者、消費者関連事業の取扱いについて
協議第５６号　協定項目２２－２２　道路、河川事業の取扱いについて
協議第５７号　協定項目２２－２３　都市計画事業の取扱いについて
協議第５８号　協定項目２２－２５　下水道事業等の取扱いについて
協議第５９号　新町建設計画案について

４　その他

５　閉　会

協議第３７号

協定項目３　新町の名称について

新町の名称について、次のとおり提案する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

新町の名称は、　　町とする。

【名称候補】

『都幾川町』案

○　もともと都幾川と称する地域があったわけではなく、昭和の大合併で、当該地域にふさわしいものとして命名された。（地名の由来）

【参考】都幾川村史８０３ページ

「関係３か村は地理的及び生活環境が等しく、この地域を貫流する都幾川により、住民は広く恩恵を受けていることから都幾川と決まった。」

○　約５０年の歴史がある。（地域の歴史）

○　都幾川村、玉川村に都幾川が流れている。（地理的イメージ）

『ときがわ町』案

○　『都幾川町』案の理由のほか、

○　ひらがな表記であり、あたたかく、やさしいイメージ（地域のイメージ）

【参考】ひらがな表記の市町村の例

・ひたちなか市（勝田市、那珂湊市の合併）
・さいたま市（浦和市、大宮市、与野市の合併）
・さぬき市（津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町の合併）

協議第３８号

協定項目４　新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

１　新町の事務所の位置は、比企郡玉川村大字玉川２４９０番地（現在の玉川村役場）とする。 ２　現在の都幾川村役場は、新町の分庁舎とする。

協議第３９号

協定項目６　地域自治組織の取扱いについて

地域自治組織の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第５条の４に規定する地域審議会、同法第５条の５に規定する地域自治区及び同法第５条の８に規定する合併特例区は、新町において設置しないものとする。
２　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０２条の４に規定する地域自治区の設置については、新町において検討する。
３　各地域の均衡ある発展及び地域住民の連帯の強化を住民と協働で推進するため、都幾川村の区域及び玉川村の区域に、非常勤の特別職として、参与を置くことができる。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

参考資料

協定項目　№６　地域自治組織の取扱い

区　　分	地域審議会	合併特例区	地域自治区	
			一般制度	合併時の特例
根拠法令	改正・新合併特例法	改正・新合併特例法	改正地方自治法	改正・新合併特例法
設置の時期	合併時	合併時	随時	合併時
設置期間	建設計画期間が適当（５～１０年）	５年以内で規約で定める期間	制限なし	協議で定める期間
設置方法	合併協議	合併協議	条例制定	合併協議
設置の区域（単位）	新町の全域又は一部（旧村ごとの単位）	新町の全域又は一部（旧村ごとの単位）	新町の全域（条例で定める区域で自由な単位）	新町の全域又は一部（旧村ごとの単位）
区の法人格		有（特別地方公共団体であるが議会などは持たない。規則制定権有り。）	無	無
区の事務所		設置する。	設置する。	設置する。
区の事務処理（権限）		規約で定める。（公の施設や財産の管理、イベントの実施、バスの運行など）	町の事務（支所・出張所の事務）を分掌	町の事務（支所・出張所の事務）を分掌
区の予算		有（課税や起債は不可）	無	無
区長等		長が選任する特別職（助役や支所長を兼ねられる。）	置かない。（事務所長がいるため）	長が選任する特別職を区長として置くことができる。（事務所長に代えて）
審議会又は協議会	地域審議会（委員の構成は協議による。）	合併特例区協議会（協議により任期２年以内で区域の住民から長が選任）	地域協議会（条例により任期４年以内で区域の住民から長が選任）	地域協議会（協議により任期４年以内で区域の住民から長が選任）
審議会又は協議会の任務	区域に係る事務に関し、長の諮問に応じて審議、必要に応じて長に意見など。	重要事項の定めに対し同意、重要事項の実施に意見、区域に係る事務に意見など。	区域に係る重要事項に意見、区域に係る事務に意見など。	区域に係る重要事項に意見、区域に係る事務に意見など。
区の住所表示		区の名称を冠する。	区の名称は冠しない。	区の名称を冠する。

協議第４０号

協定項目１２　特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を置く。なお、収入役の設置については、新町において検討する。
（１）人数及び任期については、各法令の定めるところによる。
（２）報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。
２　行政委員（農業委員会委員を除く。）の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。
３　審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。
（１）両村に設置されているものについては、合併時に再編する。
（２）２村のいずれかに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、合併時に統合する。
（３）人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。
４　その他の非常勤の特別職で、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新町において新たに設置する。
５　新町の町長の職務執行者については、２村の長が別に協議して定める。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.12　特別職の職員の身分の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
1　常勤の特別職（４役）について	【任期】 村長 H15.11.28～H19.11.27 助役 H14.4.1～H18.3.31 収入役 － 教育長 H14.4.1～H18.3.31 【報酬（月額）】 村　長：705,000 円 助　役：585,000 円 収入役：559,000 円 教育長：541,000 円 【期末手当】 （H16 年度） 6 月：2.10 月分 12 月：2.30 月分 【退職手当】 埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例及び埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則	【任期】 村長 H15.5.1～H19.4.30 助役 H16.4.1～H20.3.31 収入役 H15.6.1～H19.5.31 教育長 H14.10.1～H18.9.30 【報酬（月額）】 村　長：694,000 円 助　役：568,000 円 収入役：542,000 円 教育長：523,000 円 【期末手当】 （H16 年度） 6 月：2.10 月分 12 月：2.30 月分 【退職手当】 埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例及び埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則	1　新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を置く。なお、収入役の設置については、新町において検討する。 （1）人数及び任期については、各法令の定めるところによる。 （2）報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
2　各種委員会委員の任命に関すること	行政委員会、審議会、委員会等の附属機関及びその他の非常勤特別職の種類については別紙のとおり	行政委員会、審議会、委員会等の附属機関及びその他の非常勤特別職の種類については別紙のとおり	2　行政委員（農業委員会委員を除く。）の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。
3　各種委員の報酬・費用弁償	行政委員会、審議会、委員会等の附属機関及びその他の非常勤特別職の報酬・費用弁償については別紙のとおり	行政委員会、審議会、委員会等の附属機関及びその他の非常勤特別職の報酬・費用弁償については別紙のとおり	3　審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。 （1）両村に設置されているものについては、合併時に統合する。 （2）2村のいずれかに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、合併時に再編する。 （3）人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
			４　その他の非常勤の特別職で、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新町において新たに設置する。
			５　新町の町長の職務執行者については、２村の長が別に協議して定める。

各種委員等の報酬・費用弁償（都幾川村）

○行政委員会

職 名		定数	報酬額(円)			費用弁償(円)
1	教育委員会	5人	年額	委員長	238,000	2,200
				委員長代理	198,000	
				委員	187,000	
2	選挙管理委員会	4人	〃	委員長	132,000	2,200
				委員	107,000	
3	監査委員	2人	〃	識見を有する者	285,000	2,200
				議会選委員	188,000	
4	公平委員会委員	3人	日額		6,600	2,200
5	固定資産評価審査委員会委員	3人	〃		6,600	2,200

○審議会・委員会等の附属機関

職 名		定数	報酬額(円)			費用弁償(円)
1	社会教育委員	13人以内	年額	委員長	32,500	2,200
				委員	31,500	
2	公民館運営審議会委員	14人以内	〃		31,500	2,200
3	文化財調査委員	7人	〃		31,500	2,200
4	体育指導委員	17人	〃		35,000	2,200
5	国民健康保険運営協議会委員	9人	〃	会長	80,000	2,200
				委員	69,000	
6	民生委員推薦会委員	14人	日額		6,600	2,200
7	人権政策協議会委員	15人以内	〃		6,600	2,200
8	総合振興計画審議会委員	20人以内	〃		6,600	2,200
9	防災会議委員	26人以内	〃		6,600	2,200
10	都市計画審議会委員	15人以内	〃		6,600	2,200
11	公務災害補償等認定委員会委員	5人	〃		6,600	2,200
12	公務災害補償等審査会委員	3人	〃		6,600	2,200
13	特別職の報酬等審議会委員	5人	〃		6,600	2,200
14	区長	34人	年額		平等 47,000 1世帯当り 2,650	2,200
15	消防審議会委員	9人	〃	会長	25,000	2,200
				委員	20,000	

各種委員等の報酬・費用弁償（都幾川村）

16	情報公開・個人情報保護審査会	3人	日額		6,600	2,200
17	交通安全対策協議会委員	40人	〃		6,600	2,200
18	情報公開・個人情報保護審議会	8人以内	〃		6,600	2,200
19	都幾川村融資審査委員会	6人	〃		6,600	2,200
20	衛生委員	36人	年額		平等 16,800 1世帯当り 880	2,200
21	スポーツ振興審議会委員	15人以内	日額		6,600	2,200
22	行政改革審議会委員	10人以内	〃		6,600	2,200
23	健康会議委員		〃		6,600	2,200
24	村史編さん委員会委員	10人以内	〃		6,600	2,200

○その他非常勤の特別職職員

職 名		定数	報酬額(円)			費用弁償(円)
1	公民館長	1人	月額		101,000	―
2	社会教育指導員	1人	〃		150,000	―
3	英語指導助手	1人	〃		350,000円を超えない範囲内において、任命権者が村長と協議して定める額	2,200
4	統計調査員	10人	年額		委託費の範囲内で予算の定める額	2,200
5	文化体育センター所長	1人	月額		120,000	2,200
6	交通指導員	6人	年額		190,000	2,200
7	家族相談支援センター相談員	1人	月額		180,000	2,200

各種委員等の報酬・費用弁償（玉川村）

○行政委員会

職 名		定数	報酬額(円)			費用弁償(円)
1	教育委員会	5人	年額	委員長	235,000	2,200
				委員長代理	195,000	
				委員	183,000	
2	選挙管理委員会	4人	〃	委員長	118,000	2,200
				委員	91,000	
3	監査委員	2人	〃	知経委員	225,000	2,200
				議会選委員	136,000	
4	公平委員会	3人	〃	委員長	13,400	2,200
				委員	12,300	
5	固定資産評価審査委員会	3人	〃	委員長	11,000	2,200
				委員	10,400	

○審議会・委員会等の附属機関

職 名		定数	報酬額(円)			費用弁償(円)
1	社会教育委員	10人	年額		16,300	2,200
2	青少年問題協議会委員	70人以内	日額		5,600	2,200
3	文化財保護委員	8人	〃		5,600	2,200
4	体育指導委員	16人	年額		26,000	2,200
5	奨学生選考委員	7人以内	日額		5,600	2,200
6	国民健康保険運営協議会	9人	年額	会長	46,000	2,200
				委員	44,000	
7	民生委員推薦委員会委員	18人	日額		5,600	2,200
8	融資審査会委員	5人以内	〃		5,600	2,200
9	玉川村人権政策審議会委員	26人以内	〃		5,600	2,200
10	総合振興計画審議会委員	25人以内	〃		5,600	2,200
11	防災会議委員	10人以内	〃		5,600	2,200
12	都市計画審議会委員	12人以内	〃		5,600	2,200
13	特別職報酬等審議会委員	5人	〃		11,200	2,200
14	環境保全審議会委員	8人以内	〃		5,600	2,200
15	区長	21人	年額		平等 47,000 １世帯当り 2,560	2,200

各種委員等の報酬・費用弁償（玉川村）

職 名		定数	報酬額(円)			費用弁償(円)
16	衛生委員	22人	年額		平等 16,700 1世帯当り 740	2,200
17	農事委員	29人	〃		平等 6,400 1世帯当り 720	2,200
18	消防審議会委員	9人	日額		5,600	2,200
19	情報公開・個人情報保護審査会	5人以内	〃	会長	12,000	2,200
				委員	10,000	
20	利子補給審査会委員	3人	〃		5,600	2,200
21	公共用地境界査定委員会委員	5人	〃		5,600	2,200

○その他非常勤の特別職職員

職 名		定数	報酬額(円)			費用弁償(円)
1	社会教育指導員	1人	月額	（賃金）	101,000	―

協議第４１号

協定項目９　一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　都幾川村及び玉川村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第９条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
２　職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
３　職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
４　給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給料月額を保障する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.9　一般職の職員の身分の取扱いについて

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
職員数の状況 （H16.4.1）	条例定数：105 人 実 人 数：83 人	条例定数：70 人 実 人 数：70 人	１　都幾川村及び玉川村の一般職の職員については、市町村の合併特例に関する法律第９条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 ２　職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
職員数の状況 （職種別）	①一般行政職　64 人 ②税務職　　7 人 ③看護・保健職 3 人 ④福祉職　　5 人 ⑤技術労務職　2 人 ⑥教育職　　1 人 職種別職員数計 82 人	①一般行政職　53 人 ②税務職　　5 人 ③看護・保健職 3 人 ④福祉職　　5 人 ⑤技術労務職　0 人 ⑥教育職　　3 人 職種別職員数計 69 人	
設定給料表	一般職給料表　6 級 技能職給料表 1 級 （調理員・運転手・用務員） 2 級（特に困難な業務に従事する職務・主任の職務）	一般職給料表　6 級 技能職給料表　2 級	３　職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
一般職の給料及び手当の種類	【支給日】 ・月例（給料及び各種手当）21 日 ・６月賞与（期末勤勉手当）30 日 ・１２月賞与（期末勤勉手当）10 日 【調整手当】 H16 年度・・・8% H17 年度・・・7% H18 年度・・・7%	【支給日】 ・月例（給料及び各種手当）21 日 ・６月賞与（期末勤勉手当）30 日 ・１２月賞与（期末勤勉手当）10 日 【調整手当】 H16 年度・・・8% H17 年度・・・7% H18 年度・・・7%	４　給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給料月額を保障する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	H19 年度・・・6% H20 年度・・・5% 【住居手当】 持家：4,000 円 【通勤手当】 1ｋｍ未満　：2,000 円 1～2ｋｍ　：2,400 円 2～4ｋｍ　：2,900 円 4～6ｋｍ　：3,600 円 6～8ｋｍ　：4,300 円 8～10ｋｍ　：5,100 円 10～12ｋｍ　：6,200 円 12～14ｋｍ　：7,200 円 14～16ｋｍ　：8,300 円 16～18ｋｍ　：9,400 円 18ｋｍ以上　：10,500 円 ※18ｋｍを超える距離 2ｋｍ毎に 1,100 円加算	H19 年度・・・6% H20 年度・・・5% 【住居手当】 持家：4,000 円 【通勤手当】 2ｋｍ未満　：1,000 円 2～5ｋｍ　：2,000 円 5～10ｋｍ　：4,100 円 10～15ｋｍ　：6,500 円 15～20ｋｍ　：8,900 円 20～25ｋｍ：11,300 円 25～30ｋｍ：13,700 円 30～35ｋｍ：16,100 円 35～40ｋｍ：18,500 円 40～45ｋｍ：20,900 円 45～50ｋｍ：21,800 円 50～55ｋｍ：22,700 円 55～60ｋｍ：23,600 円 60ｋｍ以上：24,500 円	
一般職の初任給・昇格・級別標準職務基準	【初任給】 大学卒：2 級 3 号給 （177,400 円） 短大卒：1 級 6 号給 （160,200 円） 高校卒：1 級 4 号給 （148,500 円） 【昇格】 ・２級昇格 短大卒：１年後 高校卒：３年後 ・３級昇格	【初任給】 大学卒：1 級 9 号給 （177,400 円） 短大卒：1 級 7 号給 （162,500 円） 高校卒：1 級 5 号給 （148,500 円） 【昇格】 ・２級昇格 大学卒：１年後 短大卒：３年後 高校卒：５年後 ・３級昇格	

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	2級在職 大学卒：6年 短大卒：7年 高校卒：7年 ・4級昇格 3級在職5年	2級在職5年 ・4級昇格 3級在職5年	

協議第４２号

協定項目１４　事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　新町の事務組織及び機構については、合併時までに再編する。
２　事務組織及び機構の再編に当たっては、分庁方式による窓口分散等、住民の混乱を招かないよう、わかりやすく、利用しやすい組織及び機構に整備する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.14　事務組織及び機構の取扱いについて

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
組織と職員数行政組織	都幾川村事務組織図及び都幾川村職員数一覧表のとおり	玉川村事務組織図及び玉川村職員数一覧表のとおり	1　新町の事務組織及び機構については、合併時までに再編する。 2　事務組織及び機構の再編に当たっては、分庁方式による窓口分散等、住民の混乱を招かないよう、わかりやすく、利用しやすい組織及び機構に整備する。

都幾川村事務組織図（平成１６年４月１日現在）

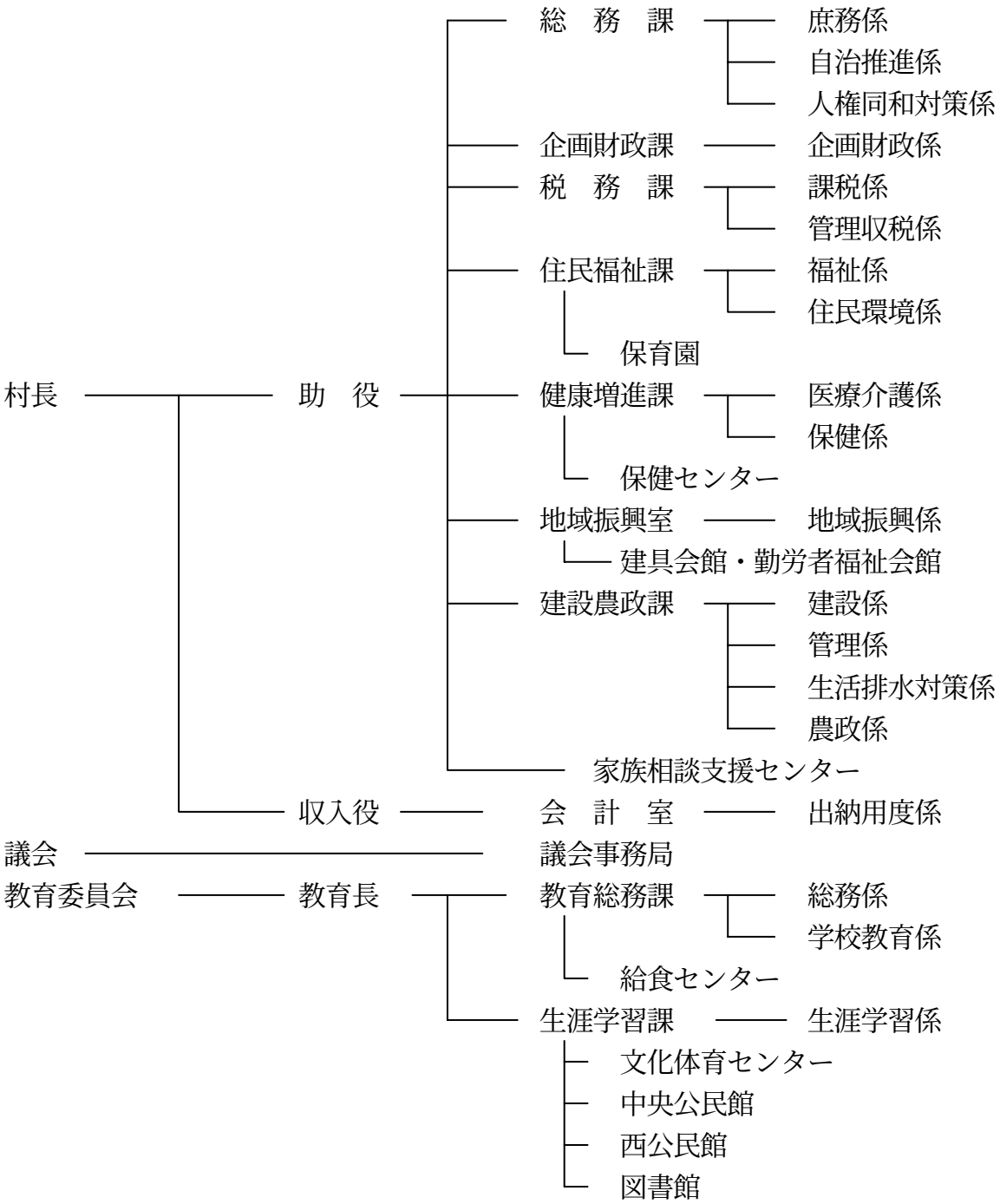

監　査　委　員 ―― 事務局（議会事務局）
選挙管理委員会 ―― 事務局（総務課）
公 平 委 員 会 ―― 事務局（議会事務局）
固定資産評価審査委員会 ―― 事務局（総務課）
農 業 委 員 会 ―― 事務局（建設農政課）

都幾川村職員数一覧表（三役・教育長除き、県派遣職員1名、指導主事1名含む）

平成１６年４月１日現在

課	男	女	計	課	男	女	計
総務課	2	0	2	**家族相談支援センター**	2	0	2
庶務係	2	1	3	計	2	0	2
自治情報推進係	2	1	3	**会計室**	1	0	1
人権同和対策係（兼務）	3	0	3	出納用度係	1	0	1
選挙管理委員会（兼務）	1	1	2	計	2	0	2
固定資産評価審査委員会（兼務）	1	0	1	**議会事務局**	1	0	1
計（兼務は含まず）	6	2	8	監査委員会事務局（兼務）	1	0	1
企画課財政課	1	0	1	公平委員会事務局（兼務）	1	0	1
企画財政係	4	2	6	計（兼務は含まず）	1	0	1
計	5	2	7	**教育総務課**	3	0	3
税務課	2	0	2	総務係	1	0	1
課税係	2	1	3	学校教育係	0	1	1
管理収税係	1	1	2	計	4	1	5
計	5	2	7	**給食センター**	0	1	1
住民福祉課	0	1	1	計	0	1	1
福祉係	2	2	4	**生涯学習課**	1	0	1
住民環境係	2	2	4	生涯学習係	2	1	3
平保育園	0	5	5	計	3	1	4
計	4	10	14	**派遣等**			
健康増進課	1	0	1	都幾川村社会福祉協議会	2	0	2
医療介護係	3	2	5	都幾川、玉川水道企業団	2	0	2
保健係	1	3	4	計	4	0	4
計	5	5	10				
地域振興室	1	0	1	**総計**	57	25	82
地域振興係	4	0	4				
計	5	0	5				
建設農政課	3	0	3				
建設係	3	0	3				
管理係	1	1	2				
生活排水対策係	2	0	2				
農政係	2	0	2				
農業委員会（兼務）	2	0	2				
計	11	1	12				

玉川村事務組織図（平成１６年４月１日現在）

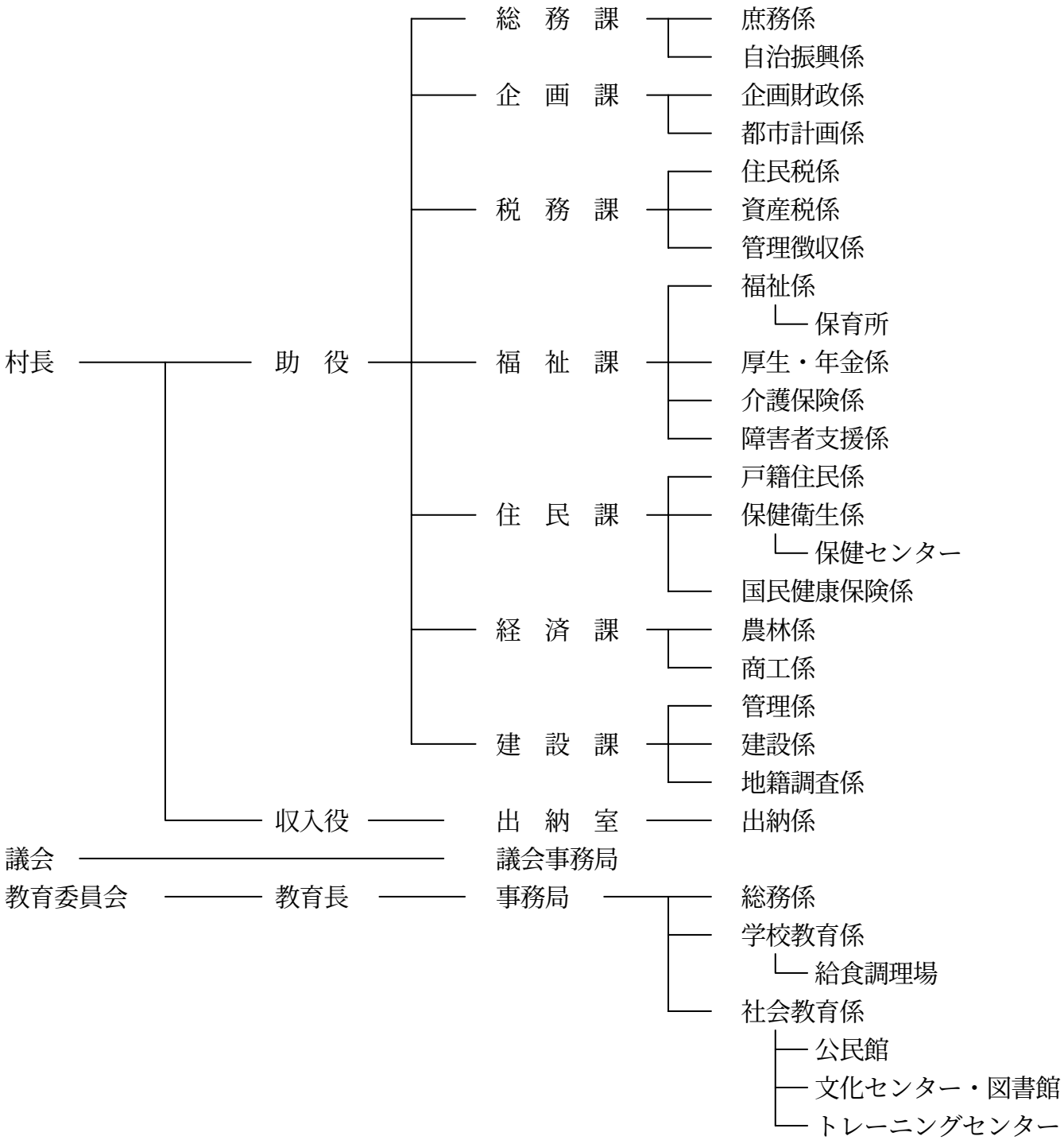

監査委員	事務局（総務課）
選挙管理委員会	事務局（総務課）
公平委員会	事務局（総務課）
固定資産評価審査委員会	事務局（総務課）
農業委員会	事務局（経済課）

玉川村職員数一覧表（三役・教育長除き、県指導主事1名含む）

平成１６年４月１日現在

課	男	女	計	課	男	女	計
総務課	1	0	1	**教育委員会事務局**	2	0	2
庶務係	1	2	3	総務係	1	0	1
自治振興係	2	0	2	学校教育係	1	0	1
計	4	2	6	社会教育係	1	0	1
企画課	1	0	1	トレーニングセンター	2	0	2
企画財政係	2	2	4	文科センター・図書館係	1	2	3
都市計画係	2	0	2	計	8	2	10
計	5	2	7	**農業委員会事務局（兼2）**	2	0	2
税務課	1	0	1	計（※計に含まず）	2	0	2
住民税係	1	1	2	**議会事務局**	0	1	1
資産税係	2	0	2	計	0	1	1
管理収税係（兼4）	0	0	0	選挙管理委員会事務局（兼務）	3	0	3
計	4	1	5	監査委員事務局（兼務）	1	1	2
住民課	1	0	1	公平委員会事務局（兼務）	1	1	2
戸籍住民係	0	1	1	固定資産評価委員会事務局（兼務）	2	0	2
保健衛生係	0	3	3	計（※計に含まず）	7	2	9
環境衛生係	2	0	2	**派遣等**			
国民健康保険係	0	1	1	玉川村社会福祉協議会	1	0	1
計	3	5	8	比企広域市町村圏組合	0	1	1
福祉課	1	1	2	都幾川玉川水道企業団	1	0	1
福祉係	0	7	7	計	2	1	3
障害者支援係（兼1）	0	0	0	**総務課付育児休暇職員**	0	0	0
厚生年金係	2	0	2	計	0	0	0
介護保険係	1	1	2				
計	4	9	13	**総計**			69
経済課	1	1	2				
農林係	2	0	2				
商工係	1	0	1				
計	4	1	5				
建設課	1	0	1				
管理係	2	0	2				
建設係	3	0	3				
地積調査係	3	0	3				
計	9	0	9				
出納室	0	0	0				
出納係	0	2	2				
計	0	2	2				

都幾川、玉川水道企業団事務組織図及び職員数一覧（H16.4.1 現在）

組 織 図

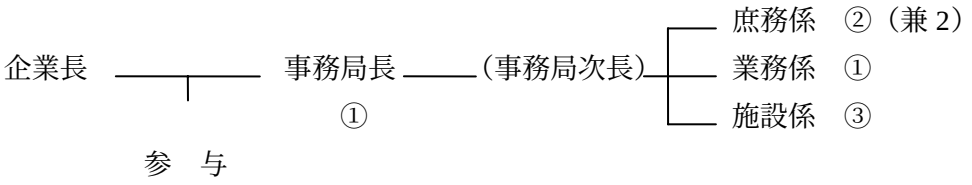

・企 業 長：1 名（玉川村長）
・参　　与：1 名（都幾川村長）
・議会議員：8 名（都幾川村選出議員 5 名、玉川村選出議員 3 名）
・監査委員：2 名（うち 1 名議会議員選出）
・職　　員：7 名（うち県より派遣職員 1 名、都幾川村より派遣職員 2 名、玉川村より派遣職員 1 名）
・兼務職員：2 名（上記企業長の事務部局職員のうち、議会の事務部局の職員 1 名、監査委員の事務部局の職員 1 名）
・臨時職員：1 名

都幾川、玉川水道企業団職員（臨時職員を除く）

課	男	女	計
都幾川、玉川水道企業団	1	0	1
庶務係	2	0	2
業務係	1	0	1
施設係	3	0	3
議会事務局（兼務）	1	0	1
監査委員事務局（兼務）	1	0	1
計（兼務は含まず）	7	0	7
派遣等			
埼玉県	1	0	1
都幾川村	2	0	2
玉川村	1	0	1
計	4	0	4

協議第４３号

協定項目２２－９　住民窓口業務の取扱いについて

住民窓口業務の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　各種証明書発行については、合併時に再編する。
２　窓口延長については、合併時に再編する。
３　郵便局における取扱いについては、現行のとおり、都幾川郵便局のみ実施する。
４　電話予約サービスについては、都幾川村の例により、合併時に統合する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　№２２－９　住民窓口業務事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１　各種証明書発行	【証明書の種類等】 ①戸籍に関する証明 全部・個人・一部事項証明書、除籍(改製原戸籍)謄・抄本、身分証明書、記載事項証明書等 ②住基に関する証明 住民票の写し(個人・世帯票)、印鑑証明書、転出証明書、記載事項証明書等	【証明書の種類等】 ①戸籍に関する証明 全部・個人・一部事項証明書、除籍(改製原戸籍)謄・抄本、身分証明書、記載事項証明書等 ②住基に関する証明 住民票の写し(個人・世帯票)、印鑑証明書、転出証明書、記載事項証明書等	各種証明書発行については、合併時に再編する。
２　窓口延長	【取扱業務】 (住民福祉課) 住民票の写し、印鑑登録証明書、印鑑登録申請、戸籍謄・抄本等 ※　本人に限る (税務課) 税務関係証明書、納税相談等 (健康増進課) 要介護申請認定、療養費・高額療養費等医療費等支給申請受付等 【実施期間】 毎週火曜日(７～９月)	【取扱業務】 （住民関係） ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ※本人もしくは同一世帯のみ （税務課） 税務関係証明書、納税相談等 （福祉関係） 乳幼児医療費支給申請受付、重度心身障害者医療費支給申請受付 【実施期間】 ・毎週金曜日（年間）	窓口延長については、合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
3　郵便局における取扱い	【取扱場所】 都幾川郵便局 【取扱内容】 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本、戸籍の附票写し等 【取扱時間】 ９時～１６時 【郵便局支払事務手数料】 １件当たり　　１６８円	未実施	郵便局における取扱いについては、現行のとおり、都幾川郵便局のみ実施する。
4　電話予約サービス	【取扱証明書】 住民票の写し 【交付方法】 開庁日に証明書の交付予約を電話で受け、閉庁日に日直者が運転免許証等により本人確認のうえ交付 【交付対象者】 本人及び同一世帯員 【交付時間】 閉庁日８時３０分～１７時	未実施	電話予約サービスについては、都幾川村の例により、合併時に統合する。

協議第４４号

協定項目２２－１０　国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　国民健康保険税
（１）納期については、７月から２月の８期とし、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。
（２）仮算定については、合併年度限りで廃止する。
（３）税率については、合併翌年度当初に再編する。
（４）最高限度額については、現行のとおりとする。
（５）軽減措置については、現行のとおりとする。
（６）減免措置については、合併時に再編する。
２　国民健康保険基金
（１）基金については、すべて新町に引き継ぐ。
（２）高額療養費資金貸付については、限度額を見込額の９０％とし、合併時に再編する。
（３）出産費資金貸付については、限度額を見込額の８０％とし、合併時に再編する。
３　短期被保険者証については、合併翌年度当初に再編し、資格証明書については、合併後検討する。
４　国民健康保険運営協議会については、合併翌年度当初に再編する。
５　出産育児一時金、葬祭費については、現行のとおりとする。
６　国民健康保険保健事業
（１）検診等相違のある事業については、合併時に再編する。
（２）保養施設宿泊利用助成については、現行のとおりとする。
７　国民健康保険の一部負担金の減免措置については、現行のとおりとする。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.22-10　国民健康保険事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
1　国民健康保険税に関すること	【納期】８期 本算定　7 月・8 月・9 月・10 月・11 月・12 月・1 月・2 月 随時期　3 月 【仮算定】 なし 【税率】 医療給付費分 ・所得割　6% ・資産割　35% ・均等割　13,000 円 ・平等割　15,000 円 ・最高限度額　53 万円 介護納付費分 ・所得割　0.7% ・均等割　8,500 円 ・最高限度額　8 万円 【軽減措置】 被保険者の所得金額が一定額以下の世帯に対しては、均等割額及び平等割額の６割又は４割を軽減する。 ・６割軽減世帯 被保険者（擬制世帯主を含む）の総所得金額が３３万円以下の世帯 ・４割軽減世帯 被保険者（擬制世帯主を	【納期】６期 本算定　9 月・11 月・1 月・3 月 随時期　3 月 【仮算定】 5 月・7 月 【税率】 医療給付費分 ・所得割　5.9% ・資産割　35% ・均等割　11,000 円 ・平等割　13,000 円 ・最高限度額　53 万円 介護納付費分 ・所得割　0.8% ・均等割　8,400 円 ・最高限度額　8 万円 【軽減措置】 都幾川村に同じ	納期については、8 期（7 月～2 月）とし、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。 仮算定については、合併年度限りで廃止する。 税率については、合併翌年度当初に再編する。 最高限度額については、現行のとおりとする。 軽減措置については、現行のとおりとする。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	含む）の総所得金額が３３万円＋被保険者１人（世帯主を除く）２４万５千円の合計額以下の世帯 【減免措置】 ・火災等により著しく困難となったもの又はこれに準ずる者。	 【減免措置】 ・災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者。 ・当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者。	 減免措置については、合併時に再編する。
2　国民健康保険基金に関すること	【保険給付費支払基金】 平成 15 年度末保有額 108,145 千円 【高額療養費資金貸付基金】 ・高額医療費見込額の 90%相当額 ・基金額　3,000 千円 【出産費資金貸付基金】 ・基金額　1,500 千円 見込額の 90%	【保険給付費支払基金】 平成 15 年度末保有額 7,770 千円 【高額療養費資金貸付基金】 ・社協で実施 ・基金額　4,000 千円 【出産費資金貸付基金】 ・基金額　1,000 千円 見込額の 80%	基金については、すべて新町に引き継ぐ。 高額療養費資金貸付については、限度額を見込額の 90%とし、合併時に再編する。 出産費資金貸付については、限度額を見込額の 80%とし、合併時に再編する。
3　短期被保険者証・資格証明書に関すること	【短期被保険者証】 実施 【資格証明書】 未実施	【短期被保険者証】 実施 【資格証明書】 未実施	短期被保険者証については、合併翌年度当初に再編し、資格証明書については、合併後検討する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
4　国民健康保険運営協議会に関すること	委員　9 人 平成 15 年度 2 回 委員長年額　80,000 円 委員年額　69,000 円 費用弁償　2,200 円	委員　9 人 平成 15 年度 2 回 委員長年額　46,000 円 委員年額　44,000 円 費用弁償　2,200 円	国民健康保険運営協議会については、合併翌年度当初に再編する。
5　出産育児一時金、葬祭費に関すること	出産育児一時金 300,000 円 葬祭費　100,000 円	出産育児一時金 300,000 円 葬祭費　100,000 円	出産育児一時金、葬祭費については、現行のとおりとする。
6　国民健康保険保健事業に関すること	ガン検診等一部負担実施 保養施設宿泊利用助成は、国保連合会の共同電算事業実施 年度内２泊まで 大人　3,000 円 子人　1,500 円	ガン検診等一部負担実施 保養施設宿泊利用助成は、国保連合会の共同電算事業実施 年度内２泊まで 大人　3,000 円 子人　1,500 円	検診等相違のある事業については、合併時に再編する。 保養施設宿泊利用助成については、現行のとおりとする。
7　国民健康保険の一部負担金の減免	施行規則有	施行規則有	減免措置については、現行のとおりとする。